

青森県報

第三千四百十五号

平成二十三年
七月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 基本測量の実施……………(監理課) ……一
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(上北地域(県民局)) ……二

告 示

青森県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		事業所名称	主たる事務所の所在地	
株式会社オアシス	弘前市大字館野一丁目三の二二三	訪問看護ステーションオアシス	弘前市大字外崎三丁目四の七	平成三〇・三一年
弘前市大字末広二丁目六の一	弘前市大字末広二丁目六の一	訪問看護ステーションあいびす	弘前市大字末広二丁目六の一	

青森県告示第六百十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表尻屋区域の項を次のように改める。

尻屋区域 尻屋漁業協同組合の地区
1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業及びさけ・ます定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 2 底建網漁業

二の表石持区域の項を次のように改める。

石持区域 石持漁業協同組合の地区
1 小型定置漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 底建網漁業及びほたてけた網漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたこ籠漁業

青森県告示第六百十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類
基本測量(基本重力測量)

二 作業期間
平成二十三年七月二十五日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域
青森市
八戸市
三沢市
むつ市
下北郡佐井村

出 先 機 関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
上北郡野辺地町字石神裏一 九の二三及び一九の五六	三三・二八 メートル	六・〇二メートル	平成 二二・七・八

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭